

な

## 日本史 B 問題

はじめに、これを読むこと。

### (注意事項)

1. この問題用紙は、12 ページある。
2. これは、日本史 B の問題である。解答用紙が出願の時に選択した科目のものであるかどうかを確認のうえ、解答すること。
3. 解答用紙の所定の欄に、必ず氏名を記入すること。
4. 解答用紙には受験番号が印刷されているので、受験票と照合して受験番号が正しいかどうか確認すること。
5. 解答はすべて「解答用紙」の解答欄に記入またはマークすること。解答欄以外のところには何も記入しないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆又はシャープペンシル(いずれも HB・黒)で記入しなさい。
7. 訂正は消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。
8. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
9. 文字は一点一画まで正確に書くこと。
10. 解答用紙は持ちかえらないこと。
11. この問題用紙は必ず持ちかえること。
12. この試験時間は 60 分である。
13. マークの記入例

良い例	悪い例
●	○ × ○





[ I ] 以下の文章は、日本の遺跡について記したものである。文章内における a ~ e の【 】に入る最も適当な遺跡の名称を①～⑤から選び、マークしなさい。また [ 1 ] ~ [ 5 ] の空欄に入る最も適切な語句を漢字で解答欄に記入しなさい。

歴史を考える素材のことを「史料」とよぶ。この史料とは、一般的には古文書や古記録など文字の書かれた文献史料をさすことが多いが、絵画や景観なども重要な史料となりうる。また、地下から発掘された遺跡や遺物も、考古史料とよばれ、歴史研究のうえでは重要な位置を占めている。

とくに入々がまだ文字を使っていなかった頃の歴史を考える場合、考古史料は大きな力を發揮する。たとえば、縄文時代の人々が食物残滓や土器・石器破片などを廃棄した貝塚などからは、当時の人々の生活を推測することができる。千葉県の加曾利貝塚や福井県の a [① 土井ヶ浜 ② 亀ヶ岡 ③ 鳥浜 ④ 尖石 ⑤ 早水台] 貝塚などは、この時期の代表的な貝塚である。後者の貝塚からは、多くの遺物が出土したが、そのなかには漁労のために使用した [ 1 ] とよばれる原始的な船も見られた。

弥生時代以降になると、各地域に独自の政治権力が出現するようになる。『古事記』や『日本書紀』などをはじめ、この時期のことを語る文献史料はないわけではないが、それらは 8 世紀になってから編纂されたものであるうえ、天皇家支配の正当性を主張する意図によって編纂されたことから、大和朝廷に収斂しない地域権力の由来についてはあまり言及されてはいない。しかし、考古史料は、こうした文字史料の偏りを是正してくれる役割も果たす。たとえば、1996 年に 39 個の銅鐸が発見された島根県の b [① 加茂岩倉 ② 池上曾根 ③ 妻木晩田 ④ 唐古・鍵 ⑤ 神庭荒神谷] 遺跡などからは、その地域の政治権力の大きさや自立性を推測することができる。この地域の地誌としては、やはり 8 世紀に編纂された『 [ 2 ] 国風土記』があるが、こうした文字史料と考古史料を比較検討することで、中央の文字史料では確認できない様々な史実を明らかにすることができます。

遺跡のなかからは文字が書かれた遺物も確認されることがある。熊本県の

c 【① 稲荷台 ② 箸墓 ③ 太田天神山 ④ 稲荷山 ⑤ 江田船山】古墳からは、雄略天皇をさすと思われる人物名を含む 75 文字の銘文のある鉄刀が出土しており、ここから当時の大和朝廷の地方社会への影響力の大きさを知ることができる。また、平城宮南東の d 【① 長屋王 ② 藤原不比等 ③ 橘諸兄 ④ 藤原仲麻呂 ⑤ 橘奈良麻呂】邸宅跡からは大量の木簡が発掘され、これにより当時の都の人々の生活が具体的に明らかにされた。岩手県の平泉では折敷という木製品に書かれた平安末期の人々の落書きなども出土している。この遺物が発掘された柳之御所遺跡からは大規模な園池や建物のほか中国産・国産の陶磁器や膨大な量の宴会用の食器も発掘されており、この地域を支配し、平泉文化の最盛期を築いた 3 (1122 ? ~ 1187) の政府と考えられている。

中世に入ると文献史料が充実してくるため、むしろ有名な遺跡や遺物は少なくなる。しかし、北海道の道南十二館の一つである e 【① 箱館 ② 志苔館 ③ 穏内館 ④ 花沢館 ⑤ 大館】遺跡では能登産の大甕や大量の中国錢が発掘されており、文献史料ではうかがえない当時の列島社会における流通の広がりをうかがうことができる。この時期の流通の拡大は著しく、青森県の 4 は「三津七湊」の一つに数えられる中世有数の港町と考えられていたが、発掘調査の結果、それを裏づける町並みや館の遺構をはじめ、中国・朝鮮半島製のものを含む大量の陶磁器などが出土している。しかし、中世後期の遺跡から出土する錢貨のなかには、悪錢や鏹錢とよばれる粗悪な錢貨も少なからず含まれている。これらは当時の市場に良質な中国錢とは別に、私鑄錢や破錢などの粗悪錢が流通していたことを物語るものである。これに対し、室町幕府や戦国大名は 5 とよばれる法令を発し、領内に通用する錢貨の基準を定めたり、錢貨間の交換率を定めることで経済混乱を収束させることを試みた。

以上のように、私たちは考古史料にまで目配りをすることで、文献史料では得られない様々な歴史的事実を知ることができるのである。

[Ⅱ] 以下の文章は、江戸時代の幕藩体制の動搖について記したものである。文章内におけるA～Eの【　】に入る最も適切な語句を①～⑤から選び、マークしなさい。また、[あ]～[お]に入る最も適切な語句を漢字で記入しなさい。

1716年に7代将軍徳川家継が8歳で死去し、家康以来の徳川本家が途絶えると、御三家の一つ紀伊藩の藩主であった徳川吉宗が8代将軍となった。吉宗は家康時代への復古をかけた幕政の改革に取り組んだ。これを享保の改革という。吉宗は、まず、財政再建に取り組んだ。1719年、続発する金銭貸借についての争いを当事者で解決させるために相対済し令を出した。次いで、1722年にA【①質流し禁令 ②人掃令 ③分地制限令 ④田畠永代売買禁令 ⑤上知令】により、農民が土地を失い農村から流出することを阻止しようとした。しかし、各地で騒動が起き、1723年に撤回することになった。また、吉宗は有能な人材を多く登用するために、[あ]の制を設けた。これは、役職ごとの基準役高を定め、それ以下の禄高のものが就任する時、在職期間中のみ不足の石高(役料)をおぎなうものである。

吉宗は新しい産業の開発を進めるため、[い]の輸入制限を緩めるなどして、実学を重視した。このほかに、吉宗は、甘藷・さとうきび・櫟・朝鮮人参の栽培など、新しい産業を奨励した。また、司法制度の整備と法典の編纂により、法に基づく合理的な政治を進めようとしたことも、この改革の特徴である。

1782～87年、天明の飢饉が起こり、1787年5月、江戸・大坂など全国の主要都市でも打ちこわしが相次いで起こった。なかでも江戸の打ちこわしは激しいものであった。こうしたなかで、11代将軍徳川家斉の補佐として老中に就任したのが、B【①会津 ②相良 ③米沢 ④松代 ⑤白河】藩主の松平定信であった。この定信の改革は寛政の改革といわれる。まず、江戸の下層町人対策として、旧里帰農令を発布した。次に、荒地の再開発や農業用水の整備などをするとともに、公金貸付を大規模に行つた。また、[う]の実施により諸大名に1万石につき50石を5年間にわたり領内に備蓄させ、飢饉に備えて、さらに各地に社倉・義倉をつくらせて米穀をたくわえさせた。

定信は、思想の面では、儒学の振興を積極的にはかった。1790年、寛政異学の禁を出して、聖堂学問所における儒学の講義は朱子学のみとした。同時に、聖堂学問所の拡充と学規・職制の整備も進められ、1797年、大学頭C【① 林信篤 ② 林復斎 ③ 林鷺峰 ④ 林信敬 ⑤ 林述斎】(1768~1841)の指揮のもと聖堂学問所は幕府直轄となり、[え]とよばれた。名の由来は、孔子の郷里の地名をとったものといわれている。

定信が老中を辞職したのち、文化・文政時代を中心に11代將軍家斉が在職し、1837年に將軍職を徳川家慶にゆずった後も、大御所として実権をにぎり続けた。文化・文政時代、江戸を取り巻く関東農村では、貨幣経済が浸透して交通・流通の要所が町場化し、商人や地主は力をつける一方で、没落する農民も多く発生するようになった。関東農村では、無宿人や博徒らによる治安の乱れも生じたため、幕府は、1805年、[お]を設けて犯罪者の取締りにあたらせた。[お]は関東の代官配下の役人のなかから選び出し、最初は8名で2人1組となって管轄地域を巡回し、領主の区別なく無宿人や博徒の逮捕や取締りを行った。さらに1827年には、幕領・私領・寺社領の領主の違いを超えて、共同して地域の治安や風俗取締りにあたらせるD【① 市中取締掛 ② 寄場組合 ③ 火付盜賊改 ④ 勘定所 ⑤ 同心】をつくらせて、農村秩序の維持などをはかった。

天明の飢饉後、寛政・文化・文政期は比較的天候にめぐまれ、農業生産はほぼ順調であった。しかし、天保年間の1832~33年には収穫が例年より半分以下の凶作となり、厳しい飢饉となった。農村や都市の百姓一揆・打ちこわしが続発したが、幕府・諸藩はなんら適切な対策を立てることができなかった。大坂でも飢饉の影響は大きく、餓死者が相次いだ。しかし、富裕な商人らは、米を買い占めて暴利を得、大坂町奉行所は救済策をとるどころか、幕府の指示により大坂の米を大量に江戸へ廻送していた。これを見た大坂町奉行所の元与力E【① 朱子学 ② 古義学 ③ 国学 ④ 陽明学 ⑤ 蘭学】者の大塩平八郎は、1837年に、貧民救済のために門弟や民衆を動員して武装蜂起したが、わずか半日で鎮圧された。幕府の重要な直轄都市である大坂で、しかも幕府の元役人が公然と反乱を起こしたこと、幕府や諸藩などに強い衝撃を与えた。

[Ⅲ] 以下の文章は、平安時代から現代にいたる建築の歴史について記したものである。文章内における(a)～(e)の【　】に入る最も適切な語句を①～⑤から選び、マークしなさい。また (1) ~ (5) の空欄に入る最も適切な語句を漢字で解答欄に記入しなさい。

1. 平安京は南北に走る (1) によって左京と右京に分かれ、それぞれ多くの大路・小路によって、一辺約 120 m の方形(1町)の土地に分割されていた。上級貴族である公卿の屋敷地は多くの場合 1町で、そこに寝殿造とよばれる住宅が建てられた。10～11世紀の文化は国風文化とよばれるが、寝殿造も白木造・檜皮葺の日本風の住宅である。寝殿(正殿)を中心にして東・西・北に対が設けられ、これらを渡殿や廊でつないだ。また、寝殿の前面には池のある庭園がつくられた。
2. 12世紀の源平争乱では奈良の多くの寺が焼失した。東大寺再建の勧進上人となった重源は、雄大さと力強さを特色とする中国由来の建築様式、大仏様を採用した。戦国時代に、東大寺は再び被災し、再建された大仏殿も失われたが、南大門などの遺構が存在している。東大寺の大仏様に対し、興福寺の再建では平安時代以来の和様が用いられた。鎌倉中期になると、大陸から禅宗様が伝えられて、円覚寺舍利殿など禅寺の建築に用いられ、禅宗の普及とともに全国に広まった。一方、大仏様・禅宗様の細部の技法を和様にとり入れた(a)【① 権現造 ② 新和様 ③ 天竺様 ④ 折衷様 ⑤ 唐様】もさかんとなつた。
3. 応仁の乱後、足利義政は京都東山に山荘(東山殿)をつくり、そこに銀閣を建てた。東山殿の遺構としては銀閣と東求堂があるが、銀閣の下層および東求堂の (2) は、書院造の初期の姿を今日に伝えている。書院造は現代の和風住宅の原型となった建築様式である。押板・棚・付書院などの施設(座敷飾)を設けるほか、襖障子による間仕切り、明障子の使用、畳を部屋全面に敷くなどの特徴を持つ。近世になると、書院造は上級武士の住宅として普及した。近世

の書院造の特色は華麗な装飾性にあり、現存する代表例は、徳川家康が上洛時の居館として設けた(b)【① 伏見城 ② 二条城 ③ 大坂城 ④ 姫路城 ⑤ 京都御所】二の丸御殿である。書院造の影響は、やがて中下級武士や上層の町人の住宅にも及んでいった。寛永期には、書院造に草庵風の茶室をとり入れた数寄屋造(数寄屋風書院)が生まれた。その代表例は桂離宮と修学院離宮である。

4. 被支配層すなわち庶民の一般的な住宅は、古代の竪穴住居から、中世には掘立柱住宅が主流となった。近世に入ると、礎石の上に柱を立てる礎石建(石場建)が主流となり、耐久性が高まった。近世の庶民住宅の特徴は、地域の気候風土や生業にもとづく多様な地域性にある。その例として、農家では富山県や岐阜県にみられる合掌造、町屋では享保年間以降に(c)【① 大坂 ② 宇治 ③ 江戸 ④ 川越 ⑤ 鎌倉】で発達した土蔵造が挙げられる。なお京都では、二階建ての町屋が軒を接して連なる、統一感のある町並みが形成された。

5. 幕末には、安政の五カ国条約によって開港場に (3) が設けられ、そこに住宅・教会・商館などの洋風建築が建てられた。明治時代になると、ウォートルスなど「お雇い外国人」の指導や設計によって、本格的な洋風建築がつくられるようになった。その一方、日本人の工匠によって、洋風建築の意匠を取り入れた和洋折衷の「擬洋風建築」も全国各地につくられた。長野県の(d)【① 花畠教場 ② 閑谷学校 ③ 開成所 ④ 開成学校 ⑤ 開智学校】はその代表例である。地方行政の担い手であった (4) のなかには、新時代の到来を民衆に伝えるシンボルとして、「擬洋風建築」を積極的に推進する者もあらわれた。山形県や福島県の (4) を務めた三島通庸はその代表的存在である。「擬洋風建築」に代わる本格的な洋風建築が日本人の手でつくられるようになるのは、明治中期以降のことである。

6. 1923年の関東大震災の翌年、国の内外から寄せられた義捐金のうち約1000万円をもとに財団法人(e)【① 尚歯会 ② 同潤会 ③ 黎明会 ④ 春陽会 ⑤ 友愛会】が創設され、鉄筋コンクリート造のアパートや木造分譲住宅が次々

と建設された。このうち鉄筋アパートは、都市中間層向けの住宅として、東京に13カ所、横浜に2カ所つくられ、都会での新しい住まい方を提案した。水道・ガス・電気の設備のほか、水洗便所・流し台・洗面所などが設置され、入居者は比較的安い家賃で、「快適にして合理的な都会生活」((e)の事業報告書の一節)を楽しむことができた。横浜につくられた平沼町アパートは、小津安二郎監督の映画「東京物語」(1953年)に登場する。

7. 第二次世界大戦後、空襲による住宅破壊と引揚げなどによる人口増加のため、住宅の不足は420万戸にのぼり、深刻な住宅難が発生した。政府は応急措置として簡易住宅の建設を進めたが、焼け石に水で、都市にはバラックが建ち並んだ。1947年の黒澤明監督の映画「素晴らしき日曜日」は、住宅難に苦しむ若いカップルが主人公である。1950年代、日本経済の復興が進み、1956年の『(5)』は「もはや戦後ではない」と記したが、「住宅問題の戦後」は1970年代まで続くことになる。

(IV) 以下の文章は日本の近現代における労働問題とその関連事項について記したものである。文章内における(A)～(E)の【     】に入る最も適切な語句を①～⑤から選び、マークし、また [ア] ～ [オ] の空欄に入る最も適切な語句を解答欄に漢字で記入しなさい。なお、以下掲げる史料には現代かな遣いへの変更など一部修正を施している。

明治時代に入ってそれまで存在していた主従関係などを基軸とした労働慣行が崩壊していくなか、日本における労働者たちの状態は惨憺たるものとなっていました。急激な資本主義的成长とともに炭鉱や軽工業部門、あるいは都市部の小規模零細工場での労働は長時間におよび、過酷さを増した。政府はこの間、様々な機関により雇用条件の調整を図るが、根本的な問題に対応するためには法的な枠組みの整備が是非必要なものと認識するようになっていったのである。

幕藩体制期においては運上・冥加などの営業税を負担することを条件に幕府により営業独占を公認された同職集団である [ア] が紛争処理機能を持っており、雇用する徒弟数や養成方法、労働条件の協定や争奪防止策などを管理していた。しかしながら明治維新後、営業規制を伴っていた同組織は順次解散させられ、従来同組織が持っていた雇用規制機能や賃金規制機能も明確に否定され、雇用秩序は混乱した。この状況を受け、政府は産業政策を統括する農商務省を中心に「職工・徒弟条例」の準備を始めるとともに、他方で1884年以降、各地の商工業者からの要望が高かった(A)【① 青年会 ② 商業会議所 ③ 職工義友会 ④ 同業組合 ⑤ 鉄工組合】の設立を認め、組織内の職工・徒弟の労働条件の整備を促すよう指導していった。同組織は任意団体であったが、商工業者には同組織を通じて幕藩体制期における [ア] の機能の一部を継承しようとする意図があった。その後、「職工・徒弟条例」の法制化が遅れるなか、雇用に関する規制はしだいに同組織の機能だけを頼りにしていく経過をたどった。

しかしながら1880年代末にかけて紡績業を中心に工場制工業の発達が顕著となり、その規模および雇用が急拡大すると、政府も産業内での営業者相互の労働規制では雇用問題のコントロールを全うできない事態であると認識することになった。この認識の形成には、当時の各産業の雇用条件や労働状況についての1900年ごろの工場調査が大きな影響を及ぼした。横浜毎日新聞社記者の横山源

之助が、小作人や各種軽工業労働者の労働条件や労働時間についてルポルタージュした『イ』(1899年)や農商務省により1900年に発表された『工場調査要領(第一版)』、そして1903年に出版された『職工事情』などがその代表的なものと考えられる。

この時期に農商務省は「工場法案」を各商工会議所や第三回農商工高等会議などに諮問していったが、当初の原案の多くは各方面からの議論により大幅な変更を余儀なくされていったといわれている。ようやく1902年に「工場法案要領」が発表され、1910年に農商務省は法案を第二回生産調査会に諮問し、この答申に基づいて政府は法案を第27議会に提出した。本法案は、1911年3月に議会での修正を経て公布されたものの、実際の施行は1916年に先送りされた。以下、「工場法」の冒頭部分を掲載する。

## 工場法

第1条 本法は左の各号の一に該当する工場に之を適用す

1 常時(B)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】人以上の職工を使用するもの

2 事業の性質危険なるものまたは衛生上有害の虞あるもの

本法の適用を必要とせざる工場は勅令を以てこれを除外することを得

第2条 工場主は(C)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】歳未満の者をして工場に於いて就業せしむることを得す。但し本法施行の際10歳以上の者を引き続き就業せしむる場合は此の限にあらず。行政官庁は軽易なる業務につき付就業に関する条件を付して、10歳以上の者の就業を許可することを得

第3条 工場主は(D)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】歳未満の者及女子をして、一日に付12時間を超えて就業せしむることを得す。主務大臣は業務の種類に依り、本法施行後15年間を限り前項の就業時間を2時間以内延長することを得

第4条 工場主は(D)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】歳未満の者及女子をして、午後10時より午前4時に至る間に於て就業せしむることを得す

第5条 左の各号の一に該当する場合に於ては前条の規定を適用せず(以下略)

成立した内容で注目すべきは、解雇金手当てや労働災害扶助規定が含まれていた一方で、女性や年少者の就業条件に関する規制がきわめて低レベルであったことであろう。具体的には、第2条の(C)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】歳未満の者の就業禁止であり、また第3条、第4条の(D)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】歳未満の者及び女性の12時間労働規定や深夜就労の禁止項目などの基準については、どれも当時の国際的なレベルにはほど遠く、さらにそれに例外規定が設けられていた。また第1条で本法は(B)【① 11 ② 12 ③ 13 ④ 14 ⑤ 15】人未満を雇い入れる零細工場に対しては適用されなかった点も重要で、多くの町工場などでは長時間労働、深夜業が存続した。とくに、託児施設の完備されていない時代、それまでは子連れで紡績工場などに雇われ、幼い子供にも適当な仕事を与えてもらっていた母親女工たちの多くがやむなく本法の規制を受けない零細工場に転職せざるを得なくなり、さらに条件の悪い雇用環境下で労働したという事例も報告されている。

工場法の成立の背景には熟練工を工場に定着させ、生産効率を上げる意図が働いていたといわれているが、個別企業でもこれに対する自助努力はなされていた。そして、その具体的な手法の多くは共済組合による組合員扶助の体裁をとっていた。1887年に東京隅田川河畔で三越、白木屋、大丸の共同出資により「東京綿商社」として創業され、その後大規模紡績企業となったウ紡績会社も1905年に共済組合を設け、組合員の罹病、負傷、死亡や出産時などに便宜を供与していた。これら経営側による労働者に対する施策は親としての経営者が労働者を家族の一員とみなし、彼らの面倒をみるのは当たり前であるという、「経営家族主義」とよばれる理念により営まれていた。争議権や団体交渉権など労働者が当然保持すべき諸権利が付与されず、諸条件の改善については経営側の温情にすがるような状況は継続していたが、日中戦争が泥沼化するなかで生産力の増強という課題から労働者をとりまく環境には若干の変化のきざしも現れた。総力戦の遂行のためには国家全体の生産力を向上させる必要が生じ、そのためには生産力を直接担っている労働者の地位の向上が不可欠であるという認識のもと彼らの福利厚生など労働環境を改善していく動きが1940年に制度化された。「新体制運

動」により労働組合、労働団体を解散し、ひとつの企業における使用者と労働者をともに工場ごとの 工 会に組織し、両者を生産力増強という同じ目的を遂行する立場に位置づけたのである。「従業員」という新しい言葉が作られ、工具もホワイトカラーと同一の「食堂」を使えるようになったのもこの時以降のことであり、同組織が戦後の日本に固有な労働組合の組織編成である「企業別組合」の原型となったと考える論者もいる。

しかしながら、日本近代の労働者たちの悲願であった基本的人権に基づいた最低限の労働条件の法的な保障、団結の自由や交渉権の獲得は、第二次世界大戦後のいわゆる民主化の過程ではじめて実現することになる。1945年から1947年にかけていわゆる「労働三法」が制定されると職場内の諸矛盾を争議や交渉により解決しようと各地で労働運動や争議が頻発した。これらは安全保障などをめぐる社会運動などと結びつき大きな盛り上がりを見せたものの、1955年以降は自民党と社会党の二政党のバランスの上に完全雇用と生活水準の向上をめざす点で労使の主張はほぼ一致し、その後、1973年まで続く高度経済成長が実現したのである。この間、工場密集地域では圧倒的な労働力不足が発生し、逆に農地改革後の農村部では若年層の雇用を創出することが困難となっていた。そこで、農村部の中学校・高等学校卒業生が最終在学年度内に就職先を内定し、卒業と同時に列車などに乗り込み、工業地帯にいっせいに就職・転居する仕組みが定着していった。これは、(E)「① 集団 ② 新卒 ③ 定期 ④ 学徒 ⑤ 学卒】就職」とよばれ、毎年春の風物詩となっていた。

この間、女性や年少者に対する雇用規制については、1947年に公布、施行されていた労働基準法によって週48時間労働、年次有給休暇、深夜業禁止事項などが規定されていた。しかしながら、女性労働者の増大や国連女性差別撤廃条約の批准などを背景に採用時や募集において性別での差別を禁止し、また福利厚生、教育訓練、退職や解雇の枠組みについて男女平等を推し進めるために、1986年に 才 が施行された。しかしながらその一方で、労働基準法、勤労婦人福祉法が改定され、女性の時間外労働、休日労働、深夜業の規制の一部解除が行われた。これらの法改正により労働市場における規制が大幅に緩和されることと

なり、また   才 と同時に施行された「労働者派遣法」が労働の切り売りを促進することで、パートやアルバイトを含む非正規労働者が正規労働者を圧倒するいきおいで増加し、またいわゆる「派遣切り」などが社会問題となっていることは事実である。

